

## 「確定拠出年金制度について」の一部を改正する通知案等に関する意見募集について

対象

DB

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

会計基準

その他

### ポイント

- 8月24日、「確定拠出年金制度について」の一部を改正する通知案等に関する意見募集※1※2が開始されました。
- 確定拠出年金および確定給付企業年金の法令解釈通知について、加入者に「一定の資格」を規約で定めるに際しては、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」（いわゆる同一労働同一賃金ガイドライン）の「基本的な考え方」を踏まえることを追加。
- 確定拠出年金の法令解釈通知および規約承認基準について、「いわゆる選択型DC・選択制DC」を実施する場合は、事業主は従業員に対して、社会保険・雇用保険等の給付額にも影響する可能性を含めて正確に説明を行うことを追加。

※1 [「確定拠出年金制度について」の一部を改正する通知案等に関する意見募集について](#)

※2 意見募集期限：2020年9月22日

### 発出日・適用日

- 発出日：2020年9月(予定)
- 適用日：2020年10月1日(予定)

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

## 通知案等の改正概要

### 1. 確定拠出年金制度について(法令解釈通知)

| 項目           | 通知案等の改正概要  |
|--------------|--|
| DCの法令解釈通知の変更 | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 企業型DC加入者となることについて規約で「一定の資格」を定めるに当たり、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」(いわゆる同一労働同一賃金ガイドライン)の「基本的な考え方」※3を踏まえることを追加 (中小事業主掛金についても同様)</li><li>▶ 労使合意により給与等を減額した上で、当該減額部分を事業主掛金として拠出し企業型DCの個人別管理資産として積み立てるか、給与等への上乗せで受け取るかを従業員が選択する仕組み(「いわゆる選択型DC・選択制DC」)については、社会保険・雇用保険等の給付額にも影響する可能性を含めて、事業主は従業員に正確な説明を行う必要があることを追加</li></ul> |

### 2. 確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準

| 項目           | 通知案等の改正概要  |
|--------------|--|
| DCの規約承認基準の変更 | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 労使合意により給与等を減額した上で、当該減額部分を事業主掛金として拠出し企業型DCの個人別管理資産として積み立てるか、給与等への上乗せで受け取るかを従業員が選択する仕組み(「いわゆる選択型DC・選択制DC」)により企業型DCを実施する場合は、社会保険・雇用保険等の給付額にも影響する可能性を含めて、事業主は従業員に正確な説明がなされていることを追加</li></ul> |

### 3. 確定給付企業年金制度について(法令解釈通知)

| 項目           | 通知案等の改正概要  |
|--------------|--|
| DBの法令解釈通知の変更 | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 確定給付企業年金の規約の承認又は基金の設立認可の基準に関して、加入者となることについて規約で「一定の資格」を定めるに当たり、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」(いわゆる同一労働同一賃金ガイドライン)の「基本的な考え方」※3を踏まえることを追加</li></ul> |

#### ※3 「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」

##### 第2 基本的な考え方(関連する箇所のみ抜粋)

なお、この指針に原則となる考え方が示されていない退職手当、住宅手当、家族手当等の待遇や、具体例に該当しない場合についても、不合理と認められる待遇の相違の解消等が求められる。このため、各事業主において、労使により、個別具体的な事情に応じて待遇の体系について議論していくことが望まれる。

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。